

別府市確認申請等手数料一覧

(令和元年6月25日改定)

	確認申請手数料 (対象床面積の合計)	中間検査申請 (対象床面積の合計)	完了検査申請 (中間検査を受けたもの)	完了検査申請	計画変更確認申請
30㎡以内のもの	7,000円	13,000円	13,000円	14,000円	変更に係る部分の合計面積の 1/2の床面積(増加する場合は、 これに加える)に相当する 金額
30㎡を超え、100㎡以内のもの	13,000円	16,000円	16,000円	17,000円	
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000円	22,000円	22,000円	23,000円	
200㎡を超え、500㎡以内のもの	28,000円	28,000円	30,000円	32,000円	
500㎡を超え、千㎡以内のもの	48,000円	49,000円	52,000円	53,000円	
千㎡を超え、2千㎡以内のもの	71,000円	66,000円	69,000円	74,000円	
2千㎡を超え、1万㎡以内のもの	207,000円	147,000円	161,000円	178,000円	
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	311,000円	222,000円	252,000円	260,000円	
5万㎡を超えるもの	531,000円	407,000円	445,000円	455,000円	
減額 (別府市建築基準法施行細則第2 条第1項)	上記の額の1/2の金額	上記の額の1/2の金額	上記の額の1/2の金額	上記の額の1/2の金額	上記の額の1/2の金額
移転・修繕・模様替	床面積の1/2の審査料			床面積の1/2の審査料	
用途変更(届出)	床面積の1/2の審査料				
工作物	11,000円			12,000円	6,000円
遊戯施設	11,000円			12,000円	6,000円
エレベータ・エスカレータ・建築設備	11,000円			16,000円	7,000円

項目	手数料の額 (円/件)
仮使用認定申請 (7条の6 1項1号) (18条24項1号)	120,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請 (43条 2項第1号)	27,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請 (43条 2項2号ただし書)	33,000円
公衆便所等の道路内における建築許可申請 (44条 1項2号)	33,000円
道路内における建築認定申請 (44条 1項3号)	27,000円
公共歩廊等の道路内における建築許可申請 (44条 1項4号)	160,000円
壁面線外における建築許可申請 (47条ただし書)	160,000円
用途地域における建築許可申請 (48条 1項~12項ただし書)	180,000円
用途地域における建築許可申請(48条15項)意見の聴取・同意の取得を要しない場	120,000円
用途地域における建築許可申請(48条15項)同意の取得を要しない場合	140,000円
特殊建築物等敷地許可申請 (51条ただし書)	160,000円
建築物の延べ面積の特例許可申請 (52条 11項・12項・14項)	160,000円
壁面線の指定等がある場合の建ぺい率の特例許可申請 (53条 4項・5項)	33,000円
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請 (53条 6項3号)	33,000円
建築物の敷地面積の許可申請 (53条の2 1項3・4号)	160,000円
建築物の高さの特例認定申請 (55条 2項)	27,000円
建築物の高さの許可申請 (55条 3項)	160,000円
日影による建築物の高さの特例許可申請 (56条の2 1項)	160,000円
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請 (57条 1項)	27,000円
高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、壁面の位置の特例許可申請 (59条 1項3号)	160,000円
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請 (59条 4項)	160,000円
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請 (59条の2 1項)	160,000円
地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請(68条の3 1・2・3項)	27,000円
地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請 (68条の3 4項)	160,000円
地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の制限の適用除外に係る特例認定申請 (68条の4 1項)	27,000円
地区計画等の区域内において敷地内に道路に接して有効な空地が確保されている建築物の各部分の高さの特例許可申請 (68条の5の2 2項)	160,000円
地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請 (68条の5の4 1・2項)	27,000円
地区計画等の区域内における地盤面の上に公共空地を有する建築物の建ぺい率の制限の特例認定申請 (68条の5の5)	27,000円
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請 (68条の7 5項)	160,000円
仮設建築物建築物許可申請 (85条 5項)	120,000円
仮設建築物建築物許可申請 (85条 6項)	160,000円
一団地内の建築物の特例認定申請 (86条 1項)	建築物の数が1又は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
既存建築物を前提とした総合的設計による一定の一団の土地の区域内の建築物の特例認定申請 (86条 2項)	建築物 (既存建築物を除く。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
空地を有する一団地内の建築物の特例許可申請 (86条 3項)	建築物の数が1又は2である場合にあっては220,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
既存建築物を前提とした総合的設計による空地を有する一定の一団の土地の区域内の建築物の特例許可申請 (86条 4項)	建築物 (既存建築物を除く。)の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請 (86条の2 1項)	建築物 (一敷地内認定建築物を除く。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
空地を有することとなる公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請 (86条の2 2項)	建築物 (一敷地内認定建築物を除く。)の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請 (86条の2 3項)	建築物 (一敷地内許可建築物を除く。)の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請 (86条の5 1項)	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請(86条の6 2項)	27,000円
特別用途地域における建築許可申請	180,000円

項目	手数料の額(円/件)	
既存の1の建築物について行われる2以上(増築等を含む)の工事の全体計画の認定申請 (86条の8 1項)	27,000円	
既存の1の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更の認定申請 (86条の8 3項)	27,000円	
既存の1の建築物について行われる2以上の用途の変更に伴う工事の全体計画の認定申請 (87条の2 1項)	27,000円	
既存の1の建築物について行われる2以上の用途の変更に伴う工事の全体計画の変更の認定申請 (87条の2 2項)	27,000円	
建築物の他の用途での一時的な使用の許可申請手数料 (87条の3 5項)	120,000円	
建築審査会の同意を要する場合の建築物の他の用途での一時的な使用の許可申請手数料 (87条の3 6項)	160,000円	
長期優良住宅建築等計画の申請(戸建て住宅) (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条)	11,200円	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の適合証を添付したもの
	16,300円	設計住宅性能評価申請書の写しを添付したもの
	—	戸建て住宅以外については建築指導課までお問い合わせください。
低炭素建築物新築等計画についての認定(戸建て住宅) (都市の低炭素化の促進に関する法律第53条)	6,000円	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の適合証を添付したもの
	—	戸建て住宅以外については建築指導課までお問い合わせください。